平成２２年（フ）第１４号
三重県名張市栄町2918番地　発春栄ハイツ103号
破産者　久志本義明
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第４０号
三重県伊賀市上野田端町934番地の７
破産者　仲嶺　文子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第４５９７号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番27号、開始決定時の住所大阪市平野区長吉出戸５丁目４番２―413号
破産者　蓮池　勝行
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４１７号
大阪府寝屋川市国松町41番８号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市国松町43番29号
破産者　佐野　卓秀
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番24―803号
破産者　杉田　定斎
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２２号
大阪市鶴見区諸口１丁目７番５―405号
破産者　今井　昭人（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５６号
大阪府枚方市村野本町27番20号テラスハウス冨田３号室、開始決定時の住所大阪府枚方市星丘４丁目15番４号
破産者　山本　紀元
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１５号
大阪市都島区友渕町１丁目５番８―505号、開始決定時住所大阪市都島区友渕町１丁目５番５―408号
破産者　谷　　珠美
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２８号
大阪府東大阪市河内町11番７号
破産者　立花　勇二
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６０９号
大阪府東大阪市三島１丁目25番３号、旧住所大阪府東大阪市三島１丁目３番２―103号田辺運送Ｋ・Ｋ社宅103号
破産者　廣岡　照美
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３５０号
大阪府東大阪市足代北２丁目３番４号、事業所所在地大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目９―17―304
破産者　ライフパートナーこと　吉川　和男
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７８２号
大阪市城東区野江１丁目13番３―911号
破産者　森田　匡幸
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４９号
大阪市生野区巽南５丁目２番45号星和ビル702号
破産者　佐野　廣美
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５０号
大阪市生野区巽南５丁目２番45号星和ビル702号
破産者　佐野　正夫
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８１号
大阪府豊中市北条町１丁目７番14号
破産者　喜田　真豪
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９５号
大阪府摂津市正雀４丁目４番４―404号
破産者　清水　康臣
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９６号
大阪府摂津市正雀４丁目４番４―404号
破産者　清水　良子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９９号
兵庫県三田市三輪１―16―８―402、住民票上の住所兵庫県三田市富士が丘３丁目５番地212号
破産者　西村　浩司
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部